

令和5年第11回定例公安委員会会議録

開催日時 令和5年5月11日（木）午前11時10分～午後2時40分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時20分

2 出席者

公安委員会 久本委員長 衣笠委員 勝部委員

警察本部 半田警察本部長 雲田警務部長 山本首席監察官
笠田生活安全部長 加藤刑事部長 前田交通部長
岡山警備部長 植木警察学校長 坂口情報通信部長
足羽警務部参事官

（事務局等～畔田公安委員会補佐室長、前田室長補佐）

3 議題事項

4 報告事項

- 令和4年度の会計監査実施結果（警務部）
- 懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果（令和4年度第4四半期）（警務部）
- 令和5年度監察実施計画（警務部）
- ゴールデンウィーク期間中の雑踏警備及び大山春山パトロール（生活安全部）
- 改正道路交通法の施行に伴う条例の一部改正（交通部）

（1）令和4年度の会計監査実施結果（警務部）

警察本部

会計監査は、予算執行に係る会計経理の適正を期するため、鳥取県警察の行う会計の監査に関する訓令に基づき警察本部長が、毎年度、各所属に対して実施しているものである。

令和4年度における会計監査は、令和4年5月から令和5年1月にかけて延べ43日、全38所属に対して実施した。監査の対象年度は令和3年度及び令和4年度とし、捜査費の取扱者である所属長等に対する聞き取り調査、取扱補助者である副署長、管理官及び中間交付者等に対する捜査費の適正執行に係る巡回教養を実施した。監査は、契約関係、物品調達関係、捜査費関係、旅費関係、支出等関係文書、郵券・収入証紙・収入印紙・保管金関係の項目に重点を置いて実施した。監査実施の結果、おおむね適正に処理されていたが、5所属で改善すべき点が見受けられたため、速やかに改善策を講ずるよう指示しているところである。また、令和3年度の会計監査における指示事項等について、該当所属の改善状況、再発防止策等の是正措置を確認している。

なお、令和5年度は、令和4年度の会計監査実施結果を踏まえつつ、捜査費の適正な執行及び保管管理、契約事務における手続の合规性、契約内容に基づいた進行管理及び適切な検査実施並びに旅費の適正支給を重点に監査を実施することとしている。

委員

監査の結果は、おおむね適正であったということだが、引き続き適正な業務をお願いする。指示のあった事項等については、再発防止を図っていただき、改善をお願いする。

委員

同様の不適正処理を繰り返さないようにしていただきたい。
捜査費とは、どのような経費なのか。

警察本部

犯罪捜査等に従事する職員の活動経費である。

委員

犯罪捜査に関係する経費であれば、どのようなものも認められるのか。それとも捜査費を執行できるものは決まっていて、現場で警察官が判断するのか。

警察本部

警察官には捜査費について事前に教養を行っている。それに基づいて警察官が捜査費の執行を考えて、適正な捜査費の執行に日頃から努めている。

委員

監査の実施により、改善点も見つかり、改善策を講ずるよう指示をされたということで、的確に指導が行われたものと理解した。改善措置の検証、令和5年度の監査方針もしっかりと提示されているので、引き続きお願いする。

(2) 懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果（令和4年度第4四半期）（警務部）

警察本部から、令和4年度第4四半期の懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果について報告があった。

委員

警察官になって数年経ち、仕事に慣れてきた頃、そういう年代の方への教養が大切だと思う。今一度、警察官としての在り方を教養していただきたい。また、交番、駐在所での随時監察において指摘指導事項があったということだが、交番、駐在所は、地域の安全の基地であるので、しっかりと改善し、再発防止をお願いする。

委員

若手育成をできる限りしっかりと行ってほしい。随時監察について、交番、駐在所の施設外に設置された緊急通報装置の不在転送切替えができておらず、使用できない状態であったということだが、このようなミスが、県民が不安を感じることにつながるので、今後同様の事案が起きないように、対応していただきたい。

委員

懲戒処分について、世間には「警察は、部内の者には甘い。」という考えを持っている方もいる。重大事案に発展しないよう、しっかりと教養をお願いする。交番、駐在所の随時監察の結果に関し、交番に警察官がいるのを見たことがないという話を時々耳にする。何か困ったことがあったとき、交番に駆けつけても警察官が不在であれば、市民はとても不安に感じると思う。不在とならないような人員配置をお願いしたい。交番、駐在所は誰かがいる、頼れるところだという認識ができる場所にしていただきたい。

委員

警察官は、交番、駐在所にどれくらいの時間いるのか。

警察本部

警察官は、パトロールや巡回連絡など外で活動する業務があり、また、事案が発生すれば現場に急行する。

交番と駐在所は、勤務態勢が異なっている。駐在所は1人勤務なので、駐在所を空けてしまう時間がある。交番は三交替勤務であるが、事案の発生があれば現場に向かうため、交番に警察官がいない時間ができてしまう。それを補うため、日中は、各交番に交番相談員を配置し、来訪者に対応している。

警察本部

緊急通報装置の不在転送切替えができていなかった点については、我々も反省し、県民の方に対応していきたい。

(3) 令和5年度監察実施計画（警務部）

警察本部

監察実施計画は、鳥取県警察の監察に関する訓令に基づき、毎年度策定している。本年度の監察の実施項目は、県警察の重点目標、推進項目などを勘案の上、策定しており、監察は全警察署を対象に、10月から11月までの間に実施する。

委員

各部においてチェックをしていただき、しっかりと監察をお願いする。

術科について項目に挙げられているが、コロナ禍でなかなか取り組めなかった時期があったと思う。現場で対応できる警察官であってほしいので、術科指導を行っていただきたい。

委員

しっかりとした監察実施計画が立てられているので、計画に基づき、しっかりと監察をお願いする。

(4) ゴールデンウィーク期間中の雑踏警備及び大山春山パトロール（生活安全部）

警察本部

今年は、県内各地で様々なイベントが開催されており、4月29日から5月5日までの間の主な行楽地での人出は、鳥取砂丘、青山剛昌ふるさと館、水木しげるロードでは増加したが、鳥取砂丘こどもの国では減少した。行楽地における警察の活動は、鳥取警察署では砂丘駐在所を拠点として態勢を組んで雑踏警備を実施し、倉吉警察署と境港警察署では随時の立ち寄りとパトロールを実施した。期間中、県内の行楽地において事件・事故の発生はなかった。

4月29日から5月5日までの期間中、大山山系での山岳遭難の発生はなかった。期間中の登山者数は、2,221人で、令和4年とほぼ同数であった。

4月29日には、大山寺駐在所において大山春山パトロール出発式を開催した後、登山者に対して、山岳遭難防止及び登山届の提出について広報を実施するとともに、夏山登山道を山頂まで登りパトロールを実施した。

なお、今年の大山の夏山開きは6月4日に予定されている。本格的な登山シーズンが始まる。

委員

ゴールデンウィーク期間中、しっかりと態勢を整えていただいた結果、事件・事故の発生がなく、大変有り難い。

大山について、登山アプリの利用者が増えてきたというニュースを見たが、これは登山者、警察の双方にとって、良いことなので、今後も増えていけばよいと思う。

委員

ゴールデンウィーク期間中、多くの方が出掛ける中で、県警察の皆様は、事前に過去のデータを分析した上でゴールデンウィーク期間中の態勢を整えられ、私たちの安全を守っていただき、心から感謝している。

これから大山の登山者が増えることが予想されることから、定期的に状況を報告していただくとともに、できる限り効果的な呼び掛けをお願いする。

委員

コロナの収束に伴い、行楽地の人出が増えたということだが、しっかりと雑踏警備をしていただいた結果、事件・事故の発生がなかったということで大変感謝している。ゴールデンウィーク期間中の大山における山岳遭難についても発生がなかったということで、大変良かった。引き続き、パトロールを実施していただき、事故防止に努めていただきたい。

(5) 改正道路交通法の施行に伴う条例の一部改正（交通部）

警察本部

昨年4月27日公布された改正道路交通法の特定小型原動機付自転車に関する規定が本年7月1日に施行されることから、鳥取県警察手数料条例、鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例について、それぞれ所要の改正を行うものである。

はじめに特定小型原動機付自転車について説明する。電動キックボードのうち、一定の要件を満たすものは、改正道路交通法により、7月1日から、特定小型原動機付自転車という車両区分となる。特定小型原動機付自転車は、原則として車道を通行しなければならないが、一定の要件を満たすものは、特例特定小型原動機付自転車として、一部の歩道を通行することができる。ナンバープレートの表示と自賠責保険の加入の義務付けは、これまでの原動機付自転車と同じであるが、運転免許証は不要で、年齢が16歳以上であれば誰でも運転ができる。ヘルメットの着用は努力義務とされた。

この度の道路交通法の改正により、特定原動機付自転車の運転に関し、一定期間に複数回の交通違反を行った者に対して、公安委員会は、「特定小型原動機付自転車運転者講習」を受けるべき旨を命ずることができることとされたことから、こ

の講習の手数料を新たに定めるため、鳥取県警察手数料条例を改正する。手数料は、講習1時間につき2,000円で、講習時間は3時間なので、つまり、講習1回につき6,000円を徴収することになる。

また、鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例を改正する。改正内容は、信号機に関する基準において、歩行者用信号に従うものに、特定小型原動機付自転車を追加するものである。

今後、職員に対する教養のほか、特定小型原動機付自転車の利用者の増加に伴い、交通事故・違反の増加が懸念されることから、交通ルールの周知など安全な利用を促進するための交通安全教育を推進していく。

委員

特定小型原動機付自転車の定義や交通ルールなどが分かりにくいので、県民に対して周知するとともに交通指導取締りを行い、事故の発生がないよう取組をお願いする。

委員

特定小型原動機付自転車は、運転免許証を持っていない方でも運転できることだが、運転免許証を持っていない方は標識や交通マナー等に関する知識が少くないと思う。そういう方に道路交通法の内容を周知することは難しいと思うが、状況を注視しながら、しっかり広報等を行っていただきたい。

委員

特定小型原動機付自転車は、信号機は歩行者用の信号機に従い、走行場所は車道ということで、取扱いが非常に難しい。また、運転免許は不要だが刑事罰は有るということで、複雑だなとも思う。

特定小型原動機付自転車に重量制限は設けられていないのか。

警察本部

重量制限は設けられていない。

委員

特定小型原動機付自転車は、バランスを取りながら乗らなければならない乗り物のように感じる。荷台がなく、荷物があればリュック等を持つことになると思うが、運転に支障があるような荷物等を持っていれば、どのようになるのか。

警察本部

例えば、運転者が長い棒などを持っていて他人に当たりそうなどの状況があれば、危険と認められ、安全運転義務違反に該当することもあり得る。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

改正道路交通法の施行に伴う条例の一部改正

4 報告事項

- ・ ソーシャルメディアを活用した広報活動状況
- ・ 公用車交通事故の発生状況

5 公安委員会委員間の事前検討・協議等

6 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。